

第1回 檜葉町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	平成25年11月29日(金) 13:45～14:15
場 所	福島県庁本庁舎5階 正庁
復興整備事業	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
出席者	復興庁 復興庁福島復興局参事官 堀川 昌昭 福島県農業会議 考査役 鈴木 正洋 檜葉町農業委員会 会長 小澤 公道 福島県 企画調整部 次長 近藤 貴幸 企画調整部土地・水調整課長 大楯 一夫 企画調整部地域政策課長 鳴原 孝之 農林水産部農業担い手課長 大竹 浩二 土木部参事 長谷川 潔 土木部都市計画課長 鈴木 典弘 土木部まちづくり推進課長 阿部 昌昭 檜葉町 建設課長 矢内 吉友 課長補佐 片山 利夫 主任技査 佐藤 文明 主 査 芦口 純一

○協議内容

1. 開会(檜葉町建設課主査 芦口)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開、非公開についての報告(公開として報告)
- ・傍聴人への注意事項

2. 議事

檜葉町復興整備協議会規約第9条第1項により、檜葉町長代理人の矢内吉友建設課長が議長となる。

(議長：檜葉町建設課長 矢内)

それでは、檜葉町の現状と課題について、檜葉町から説明願います。

(説明者：檜葉町建設課長補佐 片山)

それでは、檜葉町の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明】

(議長：檜葉町建設課長 矢内)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：檜葉町建設課長 矢内)

それでは、檜葉町から復興整備計画（案）について説明願います。

(説明者：檜葉町建設課長補佐 片山)

それでは、檜葉町復興整備計画（案）についてご説明申し上げます。

【様式第2及び構想図等により説明】

(議長：檜葉町建設課長 矢内)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：檜葉町建設課長 矢内)

続いて、農地転用の許可について、檜葉町から説明をお願いします。

(説明者：檜葉町建設課長補佐 片山)

それでは、農地転用の許可についてご説明申し上げます。

【様式第8、第13により説明】

(議長：檜葉町建設課長 矢内)

続いて、県農業担い手課から補足説明があればお願いします。

(説明者：福島県農林水産部農業担い手課長 大竹)

造成宅地滑動崩落緊急対策事業の農地転用許可については、関係書類を審査した結果、支障無いことを確認済みであることをご報告いたします。

(議長：檜葉町建設課長 矢内)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者：福島県農業会議考査役 鈴木)

盛土造成するということですが、盛土に利用する土（材料）はどのようなものでしょうか？

(説明者：檜葉町建設課長補佐 片山)

盛土材に関しては設計仕様書に基づき盛土材に適した材料ということで、設計の中で詳細に検討していくことになります。隣接する農地に悪影響を及ぼさない盛土材を考慮します。

(議長：檜葉町建設課長 矢内)

檜葉町農業委員会の小澤様、ご意見ございませんでしょうか。

(出席者：檜葉町農業委員会会長 小澤)

異存ございません。

(議長：檜葉町建設課長 矢内)

続きまして開発行為の許可について、檜葉町から説明をお願いします。

(説明者：檜葉町建設課長補佐 片山)

それでは、開発行為の許可についてご説明申し上げます。

【様式第10により説明】

(議長：檜葉町建設課長 矢内)

続いて県都市計画課から補足説明があればお願いします。

(説明者：福島県土木部都市計画課長 鈴木)

造成宅地滑動崩落緊急対策事業の開発許可については、都市計画法第33条に規定しております技術基準に適合することを確認済みであることをご報告いたします。

(議長：檜葉町建設課長 矢内)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問なし

(議長：檜葉町建設課長 矢内)

以上で、議事を終了いたします。

尚、本日協議しました「檜葉町復興整備計画」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項及び第2項の規定に基づき計画を公表することで農地転用の許可及び開発行為の許可があったものとみなされます。計画については、来週12月3日(火)に町HP等で公表したいと考えております。

以上で、議事を終了いたします。

3. 閉会（檜葉町建設課主査 芦口）

○協議結果

・(中満地区) 造成宅地滑動崩落緊急対策事業について、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく県知事の許可を得た。